

国際特許管理契約と日米開戦

——GEの対日事業と敵産処分——

西村成弘

I. はじめに

米ゼネラル・エレクトリック社 (General Electric Company, 以下GE) が日本に販売事務所を設置し事業を行うようになったのは1903年のことであったが¹⁾, 20世紀前半における対日事業のほとんどは, 東京電気と芝浦製作所への資本参加と特許契約をとおして行われた。GEは1905年に東京電気と, 1909年に芝浦製作所とそれぞれ提携関係を築き日本における事業を展開し, 戦間期には新たに締結された国際特許管理契約のもとで大きな権益を持つようになった²⁾。1939年になると東京電気と芝浦製作所は合併して東京芝浦電気となり, GEの関連会社として日本市場で強い競争力を持つようになった。しかし1941年12月の日米開戦から1945年8月の終戦, そしてGHQによる占領にいたる一連の混乱は, 半世紀にわたって蓄積されたGEの日本における事業と資産に大きな影響を与えた。

GEの外国経営の方法は, 直接投資によって現地に完全所有子会社を設置し生産を行うというよりも, 現地の有力な電機企業に資本参加するとともに特許・技術協定を締結するというものであった³⁾。多国籍企業は製品, 技術, 組織といった経営資源を国境を越えて移転させ, 進出先国の国民経済や企業システムに影響を与える⁴⁾。GEが日本の提携企業と締結した国際特許管理契約は, 電機企業だけではなく日本企業一般における特許管理能力の形成を強く規定し

1) Swope, Gerard, Jr., "Historical Review of GE's Foreign Business as Affected by U.S. Antitrust Laws," October 31, 1972, pp.5-6. Manuscript, Hall of Electrical History, Schenectady Museum & Archives, Schenectady, NY, USA.

2) 国際特許管理契約については, 西村成弘「外国技術の導入と特許部門の役割—芝浦製作所における特許部門の設立と展開—」『国民経済雑誌』第186巻第4号, 2002年10月, および同「戦前におけるGEの国際特許管理—『代理出願』契約と東京電気の組織能力—」『経営史学』第37巻第3号, 2002年12月を参照。

3) Wilkins, Mira, *The Maturing of Multinational Enterprise*, Harvard University Press, 1947 (江夏健一・米倉昭夫訳『多国籍企業の成熟』上下, ミネルヴァ書房, 1978年) pp.67-68, 邦訳, 上, 76-77ページ。

4) Jones, Geoffrey, *Multinationals and Global Capitalism: from the nineteenth to the twenty-first century*, Oxford University Press, 2005 (安室憲一・梅野巨利訳『国際経営講義—多国籍企業とグローバル資本主義—』有斐閣, 2007年) pp.262-266, 邦訳366-371ページ。

ており、GEの国際経営は単に一社の事業活動の成否にとどまらない歴史的な影響を与えている⁵⁾。日米企業間で締結された国際特許管理契約がいつまで履行されたのか、いつ頃どのように再編されたのか、そして日本企業の特許管理にいかなる影響を与えたのかという論点は、解明すべき一連の課題である。なかでも第二次大戦中にGEの日本事業と資産がどのような状況にあったのかを明らかにすることは、第二次大戦後の国際事業の再編過程と20世紀後半の展開をみるうえでの出発点となろう。本稿は、戦間期におけるGEの対日事業を主として資産状況から明らかにするとともに、それらが日米開戦によってどのように処理されたのか解明することを課題としている。

ところで、GEの対日資産の一つである特許が第二次大戦中にどのように扱われたのかについて言及したものに、富田徹男の研究がある⁶⁾。氏は、発明者を外国人とし権利者を日本企業とする「発明者外国人」の特許が電気分野を中心に3842件存在していたことを発見し、戦間期日本における外国企業の特許活動の特異性に注意を喚起している。そしてこれら「発明者外国人」の特許は、発明者や権利者が日本企業であるため、戦争中の工業所有権戦時法や敵産管理法によって収容されることはなかったが、1943年の特許発明等実施令によってそれら日本企業にライセンスされていた技術が拡散したと指摘している。この「発明者外国人」の特許こそ、GEが日本企業と締結した特許管理契約によって取引されたものであるが、20世紀の国際経営史の展開をみるためには、この契約が戦争中にどのような状態にあったのか、また特許を含むGEと日本企業との契約と在日資産がどのような状態にあったかという点まで明らかにする必要があるだろう。

本稿では、戦間期におけるGEの対日事業と資産を明らかにするため、主として連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) 民間財産管理局 (Civil Property Custodian, CPC) 資料を用いる。民間財産管理局は日本にあった連合国の資産等を保全・管理することを任務としており、その資料は、GEをはじめ戦前日本に権益を有していた多国籍企業の資産や工業所有権の規模と状態について豊富な情報を提供している。資料は国立国会図書館憲政資料室とアメリカ公文書館にて収集した⁷⁾。

以下、Ⅱではおよそ1919年から日米開戦までの期間におけるGEの日本における事業を、資本関係と特許管理の二つの側面から明らかにする。とくに特許管理の側面では、1939年の東京

5) 西村成弘「日本における知的財産管理の形成—重電機器をめぐる特許係争事件を中心に—」『経済論叢』第174巻第3号、2004年9月、同「特許プールと電球産業統制—東京電気による知的財産管理の展開—」『経済論叢』第175巻第1号、2005年1月、同「ドミナント企業の基本特許とベンチャービジネス—真空管産業における特許マネジメントの事例分析—」『経済論叢』第180巻第2号、2007年8月。

6) 富田徹男「知的所有権」(中岡哲郎・鈴木淳・堤一郎・宮地正人編『産業技術史』(新体系日本史11)山川出版社、2001年)456-460ページ。

7) 国会図書館のマイクロフィッシュ資料はアメリカ公文書館RG331の資料に基づいている。本稿で資料を引用・参照する場合、RG331の資料を優先する。

芝浦電気設立がGEの日本における特許権とその管理を統合し合理化するものであったことを述べる。そのうえでⅢにおいて、1941年12月以降の太平洋戦争期にGEと東京芝浦電気との契約、日本特許、対日資産がどのように処理あるいは処分されたのかについて明らかにする。

Ⅱ. 特許管理の統合

1. 戦間期日本におけるGEの事業

(1) 事業の構造

GEは戦間期において東京電気と芝浦製作所への資本参加と役員派遣、そして両社への特許ライセンスの供与を通して対日事業を行っていた。この方法は日本のみならずヨーロッパをはじめとする工業国においてGEがとった一般的な国際経営の方法であった。

1905年にGEは東京電気と特許ライセンス協定を締結するとともに資本参加した。協定締結時におけるGEの持株比率は51.0%であり、東京電気はGEが過半数を所有する電球の製造子会社であった。芝浦製作所に対しては1909年に同様に特許ライセンス協定を締結するとともに資本参加し、当初の持株比率は24.8%であった。GEの両社に対する持株比率は1930年代に徐々に引き下げられたが、それでも両社の合併直前において、GEは国際事業を担当する完全所有子会社であるIGEC (International General Electric Company, Inc.) を通して東京電気の33.5%を、芝浦製作所に対しては21.5%を所有していた(表1)。

表1 合併前の両社の株主構成

	芝浦製作所 (1939年4月30日)		東京電気 (1938年11月30日)	
	株	%	株	%
IGEC	129,114	21.5	398,400	33.5
外人株主	238	0.0	58,338	4.9
三井合名	186,226	31.0	45,000	3.8
三井物産	19,900	3.3	0	0.0
三井生命	10,000	1.7	10,400	0.9
芝浦製作所	—	—	35,300	3.0
東京電気	143,500	23.9	—	—
その他	111,022	18.5	642,562	54.0
合計	600,000	100.0	1,190,000	100.0

出所) 東京芝浦電気『東京芝浦電気株式会社八十五年史』同社、1963年、85ページより作成。

GEは株式を保有するとともに、両社の取締役会に役員を派遣し経営に直接に関与した。両社の合併直前の役員構成をみると、東京電気では取締役副社長としてH・U・ピアース (Homer U. Pearce)、取締役としてO・プルスマン (O. Pruessman) とW・ファウラー (W. K. Fowler) が席を占めていた⁸⁾。取締役社長は1927年から山口喜三郎が務めていたが、ピアースは1926年から取締役、1930年から専務取締役副社長、1936年から副社長を務めており、一貫

してGEを代表して東京電気の経営に関与していた。なお、東京電気の取締役は10名で構成されているので、GEはその30%を占めていたことになる。他方で、芝浦製作所でもブルスマンが1920年から、ピアースが1931年から取締役を務めていた⁹⁾。芝浦製作所の取締役は11名なので、GEはそのうち2名、約18%を占めていたことになる。

特許ライセンスの供与は、次項で触れるように国際特許管理契約という形をとっていた。収益構成を見れば、GEが東京電気と芝浦製作所に特許を割り当て、両社がそれらを利用することによって技術的競争優位を高めて企業価値を上昇させ、持株に対する配当などによって収入を得るという事業構造をとっていたことがわかる。GEが日本の事業から受け取っていた収入は、大きく分けると配当と技術報償費の2つの形態をとっていた。配当の金額は、たとえば1942年3月に東京芝浦電気から支払われたものは134万4806円85銭、同6月に支払われたものは123万327円1銭であった(後掲表4を参照)。これに対し技術報償費は1942年第1期が51万2671円5銭、第2期が54万4600円3銭であった(後掲表7を参照)。技術報償費とは、東京芝浦電気がGEから受け取った発明、特許、技術情報への対価とGEの工場や研究所を訪問し技術研究を行うことに対する対価が含まれており、戦間期後半においては利益金額の4%と定められていた¹⁰⁾。他にGEが受け取っていた収入として特許権の譲渡に対する対価などもあったが、主たる収入は配当と技術報償費であったと考えられる。

(2) 国際特許管理契約

上記にみたように、GEの事業構造は特許と技術を日本に移転することを一つの大きな柱としている。一般的に、特許契約を締結した企業を通して事業を行う場合、どのような特許契約を締結して行うのが効率的であるのかということは一つの論点である。GEの場合、日本の提携企業と締結した特許契約は、国際特許管理契約と呼べるものであり、GEはこの契約の下で日本における事業を効率的に展開した¹¹⁾。

1919年にGEが東京電気および芝浦製作所とそれぞれ締結した特許管理契約は、日本の両社がGE発明の特許出願権を譲渡され、自らの名義で日本国特許局に出願して権利を取得し、それらを自らの権利として管理し利用するというものであった。この契約以前においてGEは自身が特許を出願し管理する方法によって事業を展開していたが、戦間期には資本参加している提携企業に管理と活用を代理させる方式をとるようになった。GEは東京電気と芝浦製作所とそれぞれ特許管理契約を締結していたので、GEの日本特許はこの2社の名義で出願され登録

8) 安井正太郎『東京電気株式会社五十年史』東京芝浦電気株式会社、1940年、263-266ページ。

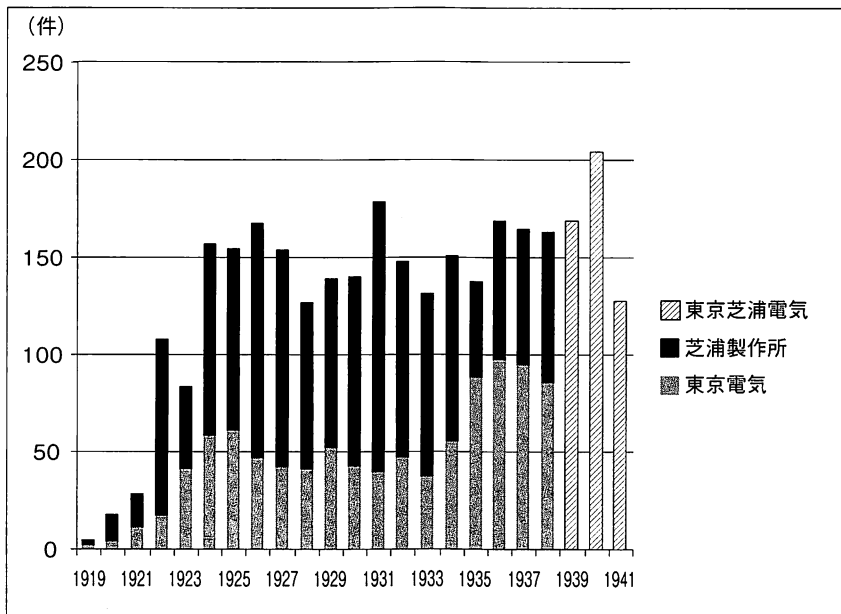
9) 木村安一『芝浦製作所六十五年史』東京芝浦電気株式会社、1940年、131-136ページ。

10) 「新開廣作からW・R・ヘロッドへ」1947年7月14日、RG331, Box 3801, Folder "International General Electric Co."

11) 国際特許管理契約については、西村、前掲「戦前におけるGEの国際特許管理」を参照のこと。

された。図1は1941年12月31日までに願出後に登録された、契約を通してなされた特許出願件数の推移を示している。GEの日本特許は、1938年までは両社の名義で、1939年以降は東京芝浦電気の名義で年間150件程度出願され、その後登録されていた。期間中に願出された特許の総数は、東京電気によるものが961件、芝浦製作所によるものが1568件、そして東京芝浦電気によるものが501件で、3社を合わせ3030件に上った¹²⁾。これらの特許はGEの日本における一つの大きな資産であった。

図1 日本におけるGE特許
(1941年12月31日出願まで)



出所) 特許局『特許公報』『特許発明明細書』各号より作成。

しかしGEの日本特許には、これら提携企業名義のものだけでなく、自らの名義でも出願・登録されていたものがいくつかあった。というのも、第1にGEと日本企業間の契約には対象となっていない製品分野が存在したからである。さらに、第2に、契約では日本企業は自らが必要と認めた特許のみを出願するとされており、日本側企業が自らの事業に不必要であると認めた特許は出願されず、GEの判断で出願されたものがあつた。これらの当初は契約の対象とならなかった特許や、日本側が不必要と判断した特許についても、GEは次第に日本の提携企業に管理を移管するようになった。

表2は1919年から1941年までの各年度にGEが子会社IGECをととして日本で保有していた特

12) 富田氏によると戦前にあつた「発明者外国人」の特許は3842件であつたから、そのうちGEとの契約によるものが78.9%を占めていたことになる。

許件数を示している¹³⁾。同表によると1919年時点でIGECは176件の日本特許を保有しており、1920年代後半までは同水準を維持している。しかし保有件数は1930年代前半に急減する。これは、一つには1919年以降の新規出願のほとんどが東京電気と芝浦製作所によってなされ、IGEC自らが特許出願する件数が少なくなる一方で、それ以前に登録された特許が満期失効していくためである。もう一つの要因は、1930年代にIGECから東京電気あるいは芝浦製作所へと特許権が移転されたためである。GEあるいはIGEC名義特許の東京電気と芝浦製作所への移転件数は57件に上ったが、移転のほとんどは1926年から1937年の間に登録されている。いくつかの特許移転についてみよう。

電灯・電灯製造機の分野においてIGECは1927年に11件の日本特許を買収した。これらはアメリカのリッペイ社とウェストレーキ社の特許で、電球や真空管製造において重要な製造機械であるダンナー・マシンの特許を含んでいた¹⁴⁾。この移転はアメリカにおけるGEとリッペイ社、ウェストレーキ社の取引に伴い日本特許を譲り受けたものと考えられる。しかしIGECはこれらの権利を保持しつづけたのではなく、東京電気の管理下に置いた。これらの特許は1930年8月15日にIGECから東京電気へと移転登録された¹⁵⁾。

タービン分野でIGECは保有する14件の関連特許を芝浦製作所に譲渡し、1929年12月26日と1930年1月17日にその登録を行っている¹⁶⁾。1919年の協定ではタービン関連特許は芝浦製作所にライセンスされていなかったが、少なくとも1930年には芝浦製作所がそれらを管理するようになった。1930年には芝浦製作所によってGEタービン関連発明が日本において出願されるようになるので、1927年から1930年の間のいずれかの時点でタービン関連特許がライセンスされ、同時にそれらが芝浦製作所の特許管理に付されるようになったと考えられる¹⁷⁾。

真空管類・無線機器・音響機器関連の特許は、1919年以降もIGECが日本で出願、取得していた。これらの特許は主に活動写真関連機器や音響記録再生装置に関するものであったが、1936年6月3日までには東京電気への移転登録がなされた¹⁸⁾。このように、IGECは日本で管理していた特許を東京電気、芝浦製作所に次第に譲渡し、それら特許の管理を移管していったのである。

13) 特許は意図的にしろ不注意にしろ、年金(特許料)の支払いを怠れば失効するが、いずれの特許も存続期間である15年間すべてにわたって存続したと仮定して保有件数を推計した。

14) リッペイ社の特許は1927年6月3日に移転登録されている。特許局『特許公報』第86号、1927年7月20日。ウェストレーキ社のものは同年10月26日に移転登録されている。同、第145号、1927年12月14日。

15) 特許局『特許公報』第558号、1930年9月26日。

16) 特許局『特許公報』第466号、1930年2月17日、同第493号、1930年4月21日。

17) 長谷川氏は1927年の石川島造船所との提携を期にタービン関連特許が芝浦製作所にライセンスされたと述べられているが、妥当な推定であろうと思われる。長谷川信「芝浦製作所・IGEの技術提携契約の変化—1934年契約を中心に—」『青山経営論集』第31巻第3号、1996年11月、17-18ページ。

18) 特許局『特許公報』第1492号、1936年12月16日。

表2 GEおよびIGECの日本特許保有件数
(1919-1941年)

(件)

	電燈・電燈製造機		重電 (発電電機器、電動機)		タービン		計器類		真空管類・無線機器・ 音響機器		その他		保有件数
	登録 (買収)	失効 (譲渡)	登録 (買収)	失効 (譲渡)	登録 (買収)	失効 (譲渡)	登録 (買収)	失効 (譲渡)	登録 (買収)	失効 (譲渡)	登録 (買収)	失効 (譲渡)	
1919	10	3	7	2	6		2		6		4	6	29
1920		6	2	1	5				3		3	5(1)	24
1921		8	1		1				3		5		24
1922	1	3	2	1	2				2		1		17
1923		4		3	3				3		1		25
1924				4	3				1		1		25
1925	1	3		1	5				3		21		25
1926		6(1)		1	4				3		21		25
1927	11(11)	47		2	1			1			21	2(2)	22
1928	1	4		10					2		21		22
1929		2		2					2		25		25
1930	2	17(11)		7					4		25	4(4)	17
1931		5		3					2		27		143
1932		4		3					9		36		113
1933		7		5					2		1		16
1934	1	11(1)		7					9		36		11
1935				2					2		1		6
1936				1					3(1)		17		11
1937				2					6		11		9
1938				2					2		9		9
1939									1		36		6
1940									2		8(2)		3
1941									7		28		3
									1		3		3
									1(1)		4		3
									1		2		1
									1		1		1
									2		1		1
									2		0		1
									2		0		1
									13(7)		27		143
									7(7)		20		113
									3(1)		17		106
									6		11		92
									2		9		9
									1		36		74
									8(2)		28		44
									1		3		3
									22(17)		4		3
									2		2		8
									1		1		6
									2		2		3
									2		0		1
									2		0		1

注記) カッコ内の件数は内数である。
出所) 「特許公報」各号より作成。

2. 東京芝浦電気の設定

東京電気と芝浦製作所は当初、比較的分割された事業領域で活動していた。東京電気は電球、真空管・ラジオ製品、家庭用電気製品などの弱電製品を、芝浦製作所はタービン、発電機、電動機、変圧器などの強電あるいは重電製品をそれぞれの事業分野としていた。そしてこのような事業分割にしたがって、GEは両社にそれぞれが管理すべき特許権を割り当てていた。しかし技術の発展に伴い、強電と弱電が組み合わされて一つの製品あるいは技術システムを形成し作動するといった事例が現れるようになった。たとえば東京放送局第1・第2放送所の送信機は、東京電気による大電力真空管と芝浦製作所による水銀整流器、電動発電機が組み合わされており、弱電と強電というように分離された両社の事業分野の境界線はしだいにあいまいになっていった¹⁹⁾。

事業の境界があいまいになるにつれて、両社の間で特許権の使用にあたって紛争となる場面が増加し、東京電気と芝浦製作所への特許割り当てについて調整が行われるようになった。ラジオ関連製品、すなわち無線電話、無線電信、無線方向探知機などにかかわる特許は、はじめ芝浦製作所にライセンスされ、1919年以降もラジオ関係のGE特許は芝浦製作所が出願・登録していた²⁰⁾。しかし真空管の発達、ラジオセット市場の発達によってラジオ関連事業は重電機器の生産を中心事業とする芝浦製作所よりも、電球の大量生産を得意とする東京電気に集中させる方がよいと判断された。1934年に締結されたIGECと芝浦製作所の協定では、ライセンスされる特許からラジオ関係品が除外された。アメリカにおけるGEとRCAとの関係変化があったものの、1935年に東京電気がRCAと特許契約を締結することで、東京電気への真空管・ラジオ事業の集中が行われた²¹⁾。この動きに対応して権利の調整が行われ、1936年8月5日から1937年9月27日までに芝浦製作所から東京電気へラジオ関係特許126件が譲渡登録された。126件の特許のうち1件、はIGECが日本で出願・登録した後芝浦製作所へと譲渡されていたもので、残りはすべて芝浦製作所によって出願・登録されたものであった²²⁾。

このような事業と特許権の関連性の深化に加え、双方がGEの提携企業であること、東京電気の社長であり芝浦製作所の取締役会会長も務めていた山口喜三郎のイニシアチブ、そして政治的な産業合理化圧力を条件として²³⁾、東京電気と芝浦製作所は合併し、1939年に東京芝浦電

19) さらに両社が共同事業を行う場合もあった。1934年12月にはダイヤロイ(東京電気)やタンガロイ(芝浦)といった特殊合金を共同で事業化するため特殊合金工具株式会社を設立し、相互に特許とノウハウを開放した。また1936年4月には家庭用電気製品の製造販売を目的として大井電気株式会社(後に芝浦マツダ工業)を折半出資で設立した。東京芝浦電気株式会社『東京芝浦電気株式会社八十五年史』東京芝浦電気株式会社、1963年、87-88ページ。

20) おそらくアレキサンダーソンの高周波発電機がGEの無線技術の出発点であったから重電系の芝浦製作所に割り振られたものであると思われる。

21) 長谷川、前掲論文、22-23ページ。

22) 特許局『特許公報』第1494号、1936年12月21日、同第1545号、1937年5月5日、同第1555号、1937年5月31日、同第1602号、1937年10月1日、同第1617号、1937年11月8日。

23) 東京芝浦電気株式会社、前掲、88ページ。

気株式会社となった。「合併認可申請書」に掲げられた両社の合併の効果は、1) 研究機関の統合強化、2) 事務組織の統一合理化、3) 技術上の能力増加、4) 事業設備の利用拡大、5) 工業所有権の相互利用と紛争の回避、そして6) 原材料の利用節約であり、この点からも東京芝浦電気の設立が両社の特許権を合同する側面を持っていたことが確認できる²⁴⁾。

合併の方法はまず1939年5月に芝浦製作所が社名を東京芝浦電気株式会社へと変更し、ついで7月1日に東京電気が解散しこれに合流するという方法がとられたから²⁵⁾、権利の合同は東京電気から東京芝浦電気への特許権の譲渡という形態となった。東京電気から東京芝浦電気への移転登録は、1939年10月10日、10月24日、12月4日に行われ、その件数は1090件であった²⁶⁾。芝浦製作所が保有していた特許権は1939年の時点で1024件であったので²⁷⁾、設立された東京芝浦電気は合計で2000件を超える特許を所有し管理するようになった。

東京芝浦電気の特許管理についてみておこう。東京芝浦電気の1939年から1945年8月30日までの特許出願状況を技術者国籍別に示したものが表3である。東京芝浦電気の技術開発活動による日本人発明の出願に加え、国際特許管理契約による出願が継続していることが確認されるであろう。IGECと東京電気および芝浦製作所との国際特許管理契約は1939年10月21日に統合され、IGECと東京芝浦電気との協定に置き換えられた²⁸⁾。先に見たように、東京芝浦電気はこの協定に従い、1941年までに合計501件のGE特許を日本において出願し登録した。

表3 東京芝浦電気の特許出願
1939年1月1日—1945年8月15日出願 (件)

出願年	日本人発明 ^{注1)}	外国人発明 ^{注2)}						合計
			アメリカ	ドイツ	イギリス	オランダ	カナダ	
1939	54	169	161	4	1	3		223
1940	77	204	195		4	5		281
1941	88	128	127			1		216
1942	90	0						90
1943	121	0						121
1944	71	0						71
1945	32	0						32
全体計	533	501	483	4	5	9	0	1,034

注記) 1. 子会社名義で登録された特許は含まない。

2. 発明者の住所により分類した。

出所) 『特許公報』各号より作成。

24) 同上、88-89ページ。

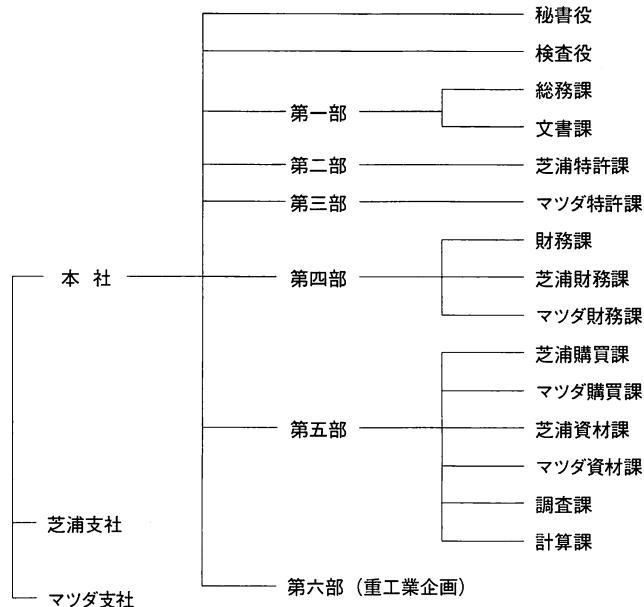
25) 同上、92ページ。

26) 特許局『特許公報』第1873号、1940年1月17日、同第1885号、1940年3月5日。

27) 木村、前掲、297ページ。

28) 契約第3章第4節で「東京芝浦電気株式会社は排他的使用許諾が与えられており、かつゼネラル会社が同意した特許を、東京芝浦電気株式会社の費用で、自らの名義で特許出願するか、あるいは譲渡されることを選択できる」と規定された。“Principal Agreement between International General Electric Company, Incorporated and Tokyo Shibaura Denki Kabushiki Kaisya”, October 12, 1939, RG331, Box3801, Folder “International General Electric Co.”

図2 東京芝浦電気の本社組織図(1939年7月)



出所) 東京芝浦電気株式会社『東京芝浦電気株式会社八十五年史』同社, 1963年, 105ページ。

図2は合併直後の1939年7月時点における東京芝浦電気の本社組織を示している。東京電気の特許課と芝浦製作所の特許係は、それぞれ本社第三部マツダ特許課、本社第二部芝浦特許課として本社機構の一部となった。合併時点ではそれぞれが統合されておらず、独立して特許管理を行う体制であったが、両部は取締役副社長であるピアースが担当していた²⁹⁾。しばらくは旧東京電気関係と旧芝浦製作所関係の特許課が並存する形であったが、1942年に本社第二部と第三部が統合され、特許協約部となり、東京電気出身の藤井隣次が部長となった。課編成は芝浦特許課、マツダ特許課、統制協約課の3課体制であり、単一の部長の下に前身企業の特許管理部門が統合された³⁰⁾。その後何度か課の再編成や名称の特許部への改称(1944年)があったが、基本的に1942年に東京芝浦電気としての統一した特許管理体制が形成されたといえる。

以上のように、国際特許管理の側面から見れば、東京芝浦電気の合併成立はIGECが東京電気および芝浦製作所と締結していた契約を一本化したものであり、日本における特許管理機能の統合強化であったといえることができる。東京芝浦電気において特許管理機能が統一されたのは1942年であったが、このときすでに日米は戦争状態にあった。

29) 東京芝浦電気株式会社, 前掲, 105ページ。

30) 同上, 190-191ページ。

Ⅲ. 日米開戦と敵産処分

1. 敵産管理法と工業所有権戦時法

東京芝浦電気への資本参加と特許管理契約を通じた対日事業は、1941年12月8日の日米開戦を契機に暗転する。GEの日本における権益と資産は敵産管理法と工業所有権戦時法の影響を受けるのだが、その資産規模と処理内容を明らかにすることによって、戦間期におけるGEの対日事業の規模と戦後の展開を解明する足掛かりを得ることができるだろう。

(1) 敵産管理法による処分

敵産管理法は、1941年12月22日に公布施行された。その目的は(1) 敵国にある日本の財産の要償担保および(2) 報復として日本にある敵国人の資産を管理することのほかに、(3) 敵産を積極的に利用すること、(4) 利敵行為の禁止すること、そして(5) 敵産を国際法上の私的財産尊重の原則にのっとり適切に保護することであった。より具体的には、敵産管理法は、日本政府に必要に応じて敵産を管理する管理人を選任し、敵産に関して売却など必要な命令を発することができるようにするものであった³¹⁾。しかし特許をはじめとする工業所有権につい

表4 横浜正金銀行特殊財産管理勘定の細目
(International General Electric社, 1949年1月27日)

日付	支払者	摘要	借方 (円)	貸方 (円)	残高 (円)
1942年 3月28日	東京芝浦電気株式会社	配当		1,344,806.85	1,344,806.85
6月24日	同	配当		1,230,327.01	2,575,133.86
6月30日	同	特許使用料		39,071.11	2,614,204.97
8月8日	同	特許権譲渡支払		2,353.99	2,616,558.96
8月27日	同	特許使用料		42,722.59	2,659,281.55
12月29日	同	配当		1,230,424.13	3,889,705.68
1943年 2月1日	同	預託金の返還		1,000,000.00	4,889,705.68
3月1日	同	預託金の返還		1,000,000.00	5,889,705.68
3月1日	同	特許使用料		45,518.39	5,935,224.07
3月31日	同	預託金の返還		1,000,000.00	6,935,224.07
4月30日	同	預託金の返還		1,000,000.00	7,935,224.07
5月8日	横浜正金銀行	東京芝浦電気株式会社売却益		50,168,163.40	58,103,387.47
5月15日	同	東京芝浦電気株式会社売却益		6,083,089.80	64,186,477.27
6月1日	東京芝浦電気株式会社	預託金の返還		1,000,000.00	65,186,477.27
7月1日	同	預託金の返還及びその利子		1,747,362.75	66,933,840.02
7月2日	横浜正金銀行	株式売却手数料	18,550.65		66,915,289.37
9月7日	同	特許使用料		45,696.39	66,960,985.76
11月9日	三井信託株式会社	日本国債売却益		52,579.58	67,013,565.34
11月15日	同	利子預託		119.86	67,013,685.20

出所)「ハセガワからV・W・ウィリアムスへ」1949年1月27日, RG331, Box 3801より作成。

31) 大蔵省『第二次大戦における連合国財産処理(戦時編)』, 大蔵省印刷局, 1965年, 185-187ページ。

では、後述する工業所有権戦時法が優先適用され、工業所有権にもとづいて発生する債権債務関係を除いて敵産管理法の適用からは除外された。

敵産管理に付されるようになったGEの資産は、東京芝浦電気に対する持株とそこから発生する配当、そして技術報償費などで、敵産管理人として横浜正金銀行が指定された。表4は横浜正金銀行の特殊財産管理勘定にあったIGECの口座細目を示している。この表を見ると、債務者である東京芝浦電気がIGEC名義の口座に配当、特許使用料（技術報償費）と特許権譲渡の対価を支払うとともに預託金を返還していることが分かる。また、1943年5月には横浜正金銀行から東京芝浦電気株式の売却益が振り込まれている。これはIGECの保有する持株が敵産管理委員会の決定によって処分され、その収益が戦後の清算に備えて預金されたものである。

特殊財産勘定に支払われたIGECの資産のうちもっとも金額の大きいものは株式売却益の約5600万円であり、配当も1942年末までに400万円近くが払い込まれた。その他のものも含め、敵産管理に付されたIGECの日本資産の合計は6701万円余りであった。この資産額は連合国国籍の他の企業の資産と比較すると非常に巨額であることが分かる。表5は敵産処理に付された連合国企業の資産残高を上位20社まで列記したものである。これによると、IGECの資産（表

表5 特殊財産管理勘定残高表
(1945年9月26日)

順位	会社名	残高 (円)
1	インターナショナルゼネラル電気会社	67,013,685.20
2	International Standard Electric Corp.	39,525,022.38
3	ライジングサン石油株式会社	20,906,782.79
4	Singer Sewing Machine Co.	9,807,198.53
5	Westinghouse Electric International Co.	6,740,786.78
6	日本フォード自動車株式会社	5,686,495.65
7	Standard Vacuum Oil Co.	4,308,327.01
8	Bavcoc & Wilcox Ltd., London	4,207,260.53
9	ブルナーモンド・エンド・コンパニー・ジャパン・リミテッド	3,870,037.85
10	日本ゼネラルモーターズ株式会社	3,375,380.66
11	日本ワットソン統計会計機械株式会社	3,254,117.56
12	Dunlop Rubber Co., Ltd.	3,186,924.87
13	日本フォード金融株式会社	3,161,401.17
14	アルミニウム・リミテッド	2,970,860.42
15	シエー・アール・ギアリ	2,920,115.53
16	Union Engineering and Foundry KK	2,611,000.00
17	The Asiatic Petroleum Co., Ltd., London	2,421,955.46
18	シー・エー・プロクトル	2,280,000.00
19	Metro Goldwyin Mayer Co., Ltd.	2,179,555.71
20	パラマウント・フィルム・リミテッド	2,164,131.40

注) 管理費等が支出されたあとの残高。日本フォードは外国為替管理法違反に対する罰金15,000,000円を支払い済み。バブコック・エンド・ウィルコックスの三井物産株式会社に対する債務支払1,255,041円も支払い済み。

出所) 大蔵省『第二次大戦における連合国財産処理(戦時編)』大蔵省印刷局、1965年、449-516ページより作成。

中ではインターナショナルゼネラル電気会社）は第2位のインターナショナル・スタンダード・エレクトリック社（日本電気に権益をもつ）の1.7倍の規模であり、ライバル企業であるウェスチングハウス社（第5位）の約10倍の規模であったことが分かる。また、敵産処理に付された連合資産が全体で約4億5000万円であったことから、IGECの資産はそのうちの14.9%を占めたことになる。戦間期におけるGEの日本における事業がいかに大規模であり、日本で事業を行う外資系企業の中でも大きな影響力をもっていたかがわかるだろう。

（2）工業所有権戦時法による処分

先にみたとおり、GEの日本特許は提携企業である東京電気、芝浦製作所、あるいは東京芝浦電気の名義で出願され権利化されており、その件数は戦間期に3030件に上った。これらの特許と両社の特許契約がどのようになったのかを見ていこう。

太平洋戦争中に特許権に影響を与えたのは工業所有権戦時法であった³²⁾。この法律は第一次世界大戦期の1917年7月に公布され同年9月に施行されたものである。当時は敵国であったドイツの工業所有権の処分に適用されたが、第二次大戦においてはアメリカをはじめとする連合国の工業所有権の処分に適用された。工業所有権戦時法の内容は次の4点である。第1に敵国人に対しては工業所有権を与えない。第2に、特許を与えない措置に対して敵国人からの異議申し立てを許さず、パリ条約で規定された優先権の主張も認めない。第3に、敵国人の特許権や商標権は、軍事上または公益上の必要があれば取り消すことができる。そして第4に、敵国人の特許権や取り消された特許権に対して専用権を設定しそれを他の者に与えることができる（専用免許）というものであった。その目的は、敵国人の所有する特許権や特許技術を自国の産業に利用して戦争能力を高めることにあった³³⁾。

表6は工業所有権戦時法によって処分された連合国人の工業所有権の全体像を示している。1941年12月7日時点においてアメリカ国籍の会社あるいは個人が保有する日本特許は1988件、同様に実用新案が559件、意匠が21件、商標が4826件であった。特許権のうち戦時法によって取り消されたものは1058件であり、専用権が設定された特許は67件であった。アメリカ特許に限ってみると、1946年9月時点で残存していた特許権は154件しかなく、工業所有権戦時法と戦争の混乱によって権利が大きく損なわれたことを示している。

他方、1941年12月7日時点において現存したGEの日本特許件数は1760件であった³⁴⁾。先にみたようにアメリカ企業あるいはアメリカ人が保有する日本特許の件数が同時点で1988件であったことと比較すると、GEの影響力の大きさがうかがえるであろう。しかし他のアメリカ人の特許と異なり、GEの日本特許は東京芝浦電気をはじめとする日本企業の名義によって出願・

32) 特許庁『工業所有権制度百年史』上巻、発明協会、1984年、410-412ページ。

33) 大蔵省、前掲、376ページ。

34) 「東京芝浦電気の特許でもIGECのもの」1949年7月26日、GHQ/SCAP資料、CPC-4509, 4510, 4511。

表6 工業所有権戦時法に基づく連合国人の保有する工業所有権の処分

(件)

	アメリカ	イギリス	オランダ	カナダ	オーストラリア	ベルギー	その他	合計
特許								
1941年12月7日時点の特許権	1,988	483	117	28	8	16	497	3,137
戦時法による取消	1,058	218	74	17	2	4	9	1,382
特許料不納による取消	668	225	33	4	6	10	260	1,206
無効審判による取消	2	1						3
権利期間満了	106	23	3	7			51	190
専用権の設定された特許件数	67	21	4					92
審判請求却下等	156	53	31			4	2	246
不特許処分件数	209	26	7		2	3	1	248
1946年9月13日時点の特許権	154	16	7	0	0	2	177	356
実用新案								
1941年12月7日時点の実用新案権	559	74	6	2	1	5	37	684
登録料不納による取消	259	52	3	2	1	3	14	334
権利期間満了	99	7				1	10	117
不登録処分件数	45	14	2				1	62
1946年9月13日時点の実用新案権	201	15	3	0	0	1	13	233
意匠								
1941年12月7日時点の意匠権	21	26	4				15	66
登録料不納による取消	16	21	1				13	51
権利期間満了	5	5	3				2	15
1946年9月13日時点の意匠権	0	0	0	0	0	0	0	0
商標								
1941年12月7日時点の商標権	4,826	3,526	517	57	16	36	1,246	10,224
戦時法による取消	26	26		2				54
営業停止に伴う取り消し		6						6
権利期間満了	150	84	1				25	260
1946年9月13日時点の商標権	4,650	3,410	516	55	16	36	1,221	9,904

出所) 特許庁『工業所有権制度百年史』下巻, 発明協会, 1985年, 10ページより作成。

登録されていたので、取り消されるようなことはなかった。工業所有権戦時法下においては、国際特許管理契約によって日本企業に移転された権利は取り消されることも、また専用権が設定され他社に強制ライセンスされることもなかったのである。

しかし国際特許管理契約にもとづくGEと東京芝浦電気の特許取引は次第に困難になっていった。1942年以降は東京芝浦電気によってGE特許が出願されても登録されなくなった(前掲表3)。日米開戦後もしばらくはアメリカから明細書が送付され東京芝浦電気の特許部門によって出願処理がなされていたようだが、出願に必要な譲渡証が添付されていないものが増え、出願しても登録されなくなった。また日米間の交通が遮断されたため、GE特許の明細書自体も次第に送付されてこなくなった。GE特許を提携企業の名義で出願・登録し、それを提携企業が利用することによって収益をあげるという事業構造は、戦争の激化とともに物理的に不可能となっていったのである。

戦争によって国際特許管理契約の履行が困難になっていったことは、東京芝浦電気のIGEC

表7 IGECに対する報償額

年	会計期	本来の支払額	預託額 (契約の1/12)	未払い額
		(円)	(円)	(円)
1941	第2期	468,853.30	39,071.11	429,782.19
1942	第1期	512,671.05	42,722.59	469,948.46
	第2期	544,600.03	45,371.06	499,228.97
1943	第1期	548,356.70	45,696.39	502,660.31
	第2期	623,869.35	0.00	623,869.35
1944	特別	620,203.04	0.00	620,203.04
	第1期	344,581.28	0.00	344,581.28
	第2期	1,016,342.92	0.00	1,016,342.92
1945	第1期	0.00	0.00	0.00
	第2期	0.00	0.00	0.00
1946	第1期	0.00	0.00	0.00
	第2期	0.00	0.00	0.00
		5,179,477.67	172,861.15	5,006,616.52

出所)「新開廣作からW・R・ヘロッドへ」1947年7月14日, RG331, Box 3801, より作成。

に対する報償費支払いの動きからも読み取ることができる。表7は敵産管理人である横浜正金銀行の特殊勘定に振り込まれた特許および技術の報償費の詳細を示している。報償費は特許と技術情報の受け取りに対して利益額の4%を東京芝浦電気がIGECに対して支払っていたものであったが、大蔵省、横浜正金銀行、敵産管理委員会の指示に基づいて1941年第2期から本来の支払額の12分の1だけが支払われるようになり、1943年第2期からは支払い自体が停止された。報償費の支払いが12分の1に減額されたのは、GEから受けていた(1)継続して発明と特許を受けとる、(2)送られてくる技術情報を保有する、そして(3)技術研究のためにGEの工場あるいは研究所を訪問するという利益が戦争によって失われたからである³⁵⁾。他方で、上記のような利益が失われたにもかかわらず12分の1の報償費を支払っていたのは、東京芝浦電気が出願し登録したいくつかのGE特許が有効で、かつそれを実際に使用していたからであった³⁶⁾。そして、1943年下期から支払いがなされなくなったのは同年8月23日の大蔵省・外資局長通牒の指示によるものであったが、その根拠は上述のようにGEから利益を享受する権利を失ったことに求められた³⁷⁾。

以上のように、GEと東京芝浦電気の特許関係はおよそ1943年半ばまでは、一部ではあるが実効性があったが、それ以降は両国の戦争状態の悪化やそれにとまなう交通の遮断によって実質的に関係が失われたと見てよいだろう。

35) 前掲「新開廣作からW・R・ヘロッドへ」。

36) 同上。

37) 高石末吉『敵産・外貨債始末(上巻)戦時における敵産の管理と外貨債の処理』財務出版, 1974年, 422ページ。

2. 戦時経営と特許

1939年に東京芝浦電気が設立された際、IGECは発行済株式174万株、資本金8700万円のうち32.8%を保有していた。GE側の持株はその後徐々に減らされ、日米開戦時の持株は353万株のうちの85万958株、24.1%であった³⁸⁾。その持株も、先にみたように敵産管理人である横浜正金銀行の管理に付され、1943年4月10日の政府の命令によって売却された。

東京芝浦電気の取締役構成をみると、合併時点で取締役副社長としてピアースが、取締役としてブルスマンがGEから派遣され経営に直接的に関与していた。1940年7月になるとブルスマンが帰国して9月22日付で取締役を退任し、代わってアメリカからC・C・グリーンネル (C. C. Grinnel) が派遣され取締役となった。しかし、次第に日米間の緊張関係が強まってきたので、副社長のピアースと取締役グリーンネルは真珠湾攻撃の直前に帰国し、1942年6月16日付でそれぞれの役職を退任した³⁹⁾。

GEとの資本関係と役員派遣がなくなった東京芝浦電気は、日米開戦以降、その業容を急速に転換していった⁴⁰⁾。1941年12月までの期間においても、東京芝浦電気は軍需生産に従事していたが、GEから派遣された役員が本社の経営に当たっていたため、子会社をとおして軍需品の生産を行っていた。しかし開戦後は東京芝浦電気自身でも軍需生産が行われるようになり、「大東亜共栄圏」建設のための民需生産とともにグループ全体の生産能力を増強した。生産設備の拡張のため、東京芝浦電気は1941年12月に資本金を2億8240万円に増資し、1945年2月には6億2200万円にまで資本金を増加させた。民需と軍需の生産比率は、1943年半ばまでは軍需が3割程度であったが、同年半ば以降は電波兵器、無線機、真空管類といった航空機関連機器の生産に資源を集中させていった。1944年1月には軍需会社指定され生産体制がより強化されたが、1945年春からは空襲による破壊、労働力の減少、電力不足、輸送力の低下、食料不足などが原因となって生産力を低下させ、8月の終戦を迎えることになる。

このように、東京芝浦電気は太平洋戦争開戦を契機に急速に平時の経営から戦時経営へ転換したのだが、特許活動や技術開発はどのような状況に置かれたのだろうか。

先にみたように、東京芝浦電気はGEから特許と技術を得て経営を行っていた。GE特許は日本企業の名義で出願・登録されていたため、工業所有権戦時法による取消対象とはならず、特許技術もしばらくの間は使用されていた。他方で、政府と軍部は東京芝浦電気の持つGE技術、とくに真空管製造技術を他社に公開するよう迫るようになった。というのも、真空管は第二次大戦ではその性能が勝敗を分けるほどの戦略的部品であり、高性能なものを大量に生産することが求められていたが、十分な技術と生産能力を備えていたのはGE技術をもつ東京芝浦電気に限られていたからである。東京芝浦電気から日本電気(住友通信工業)、日本無線、川西機

38) 東京芝浦電気株式会社、前掲、103-105ページ、183ページ。

39) 同上、196ページ。

40) 同上、108-112ページ。

械といった真空管関連企業への特許技術の移転は、1944年半ば以降に政府・軍部の指令の下で強制的に行われた⁴¹⁾。東京芝浦電気は技術者や工員を各社工場へ派遣するとともに、真空管の図面貸与、機器の貸与、材料の供給、ノウハウの提供などを行った。反対に日本電気や日本無線から東京芝浦電気へ移転された技術もあった。なお東京芝浦電気が政府や軍当局の要請によって他社に公開した技術には、真空管技術のほかに、特殊合金製造法、放電管制御、溶接装置などがあった⁴²⁾。

このように、戦争末期になると特許制度の趣旨や特許権の効力が無視され、国家主導のもとに技術が他社に移転させられた。競争優位として保護されるべき技術が強制的に他社に移転させられる状況下にあっては、企業経営における特許管理の位置づけは低いものとならざるを得なかった。企業によっては特許部門を閉鎖したところもあったが、東京芝浦電気の特許部門は維持された。しかし戦間期のようにGEの特許を出願することもなくなり、技術提案の件数も減少し、さらに軍事関連技術は秘匿され特許出願されなかったので、特許課の活動は低位に推移した。しかしながら特許出願処理の件数は低下したとはいえゼロにはなっていない。前出の表3をみると、1942年に90件、43年に121件、44年には71件の特許出願が行われている。これらは戦争中に開発活動が行われた人造マイカをはじめとする代用品に関する発明の特許出願したものであった。

IV. おわりに

第二次大戦以前における多国籍企業の海外事業は、一般的に論じられてきた以上に規模が大きく、各国の経済成長に大きな影響を与えていたことが近年明らかにされてきている⁴³⁾。本稿でとり上げたGEは、外国に完全子会社を設立し現地生産を行うという方法はとらなかったが、現地の電機企業に資本参加し、特許と技術を移転することによって国際事業を行った。日本におけるその資産規模は、日米開戦時の特許件数でみれば1700件余り、敵産処理に付された資産は6700万円余りであった。これらの特許件数と資産規模は、連合国人財産のなかでも群を抜くものであった。

第二次大戦は人的被害や物理的被害を与えただけではなく、開戦以前の長い期間にわたって維持継続された国際的な企業間関係も中断させた。GEが東京芝浦電気と締結していた国際特許管理契約は、開戦に際して明確に両者間で破棄することが同意されたことはなかったが、日米間の交通の遮断によって実際上履行できなくなった。GE特許は日本企業名義で出願・登録

41) 吉田秀明「通信機器企業の無線兵器部門進出—日本電気を中心に—」（下谷政弘編『戦時経済と日本企業』昭和堂、1990年）114-121ページ。

42) 東京芝浦電気株式会社、前掲、111ページ。

43) Jones, *op.cit.*, pp.19-23, 邦訳26-29ページ。

されていたため、工業所有権戦時法による直接的な影響を受けることはなかったが、政府と軍部による技術の強制開示にみられるように、知的財産権を棄損させるような事態が進行し、戦争末期になると契約から利益を受けることはできなくなった。

終戦後、GEは大戦中の敵産処分によって失われた資産の回復と、戦争により影響を受けて失効した特許権の回復を要求する。しかし戦後の回復過程は単に1941年12月時点の状態への回復ではなかった。第二次大戦後のGEの国際経営戦略は、アメリカ政府の戦後外交政策、米ソ冷戦の進展、アメリカ国内における反トラスト法規制といった国家の強力なプレゼンスによって複雑に影響された。GEが日本において事業を再開するのはようやく1951年になってからであるが、もはやその国際事業の方法は戦間期のそれとはまったく異なるものであった。